

室蘭市税条例中一部改正の主な概要（令和5年6月第2回定例会）

市税課

番号	税目	項目	関係条文		現行	改正	施行期日	備考
			市税条例	地方税法等				
1	個人市民税	森林環境税の課税開始に伴う所要の改正	28条の7 31条の2 34条の2 34条の5 34条の5の2 34条の5の6	321条の7 321条の7の10 施行令 48条の9の3 森林環境税法 7条	<p>◎ 令和6年度からの森林環境税課税開始に伴い、賦課徴収、過誤納金及び配当割又は株式等譲渡所得割に係る還付金について、個人市民税と同様の取り扱いを行えるようにする。</p> <p>○ 森林環境税は個人市民税の均等割の賦課徴収に併せて賦課徴収する。</p> <p>○ 給与所得等に係る個人市民税の特別徴収において、過誤納金による未納の徴収金への納付等を可能とする。</p> <p>○ 配当割等に係る還付金による森林環境税への納付等を可能とする。</p>		令和6年1月1日	R5均等割 納税義務者数の見込み 36,504人 森林環境税 税率：1,000円
2	個人市民税	扶養親族等申告書の記載事項の簡素化	30条の2の2	317条の3の2	<p>◎ 給与所得者は必要事項を記載した扶養親族等申告書を毎年提出しなければならない。</p> <p>○ 記載事項 ・ 給与支払者の氏名、納税義務者の氏名、扶養親族の氏名、その他施行規則で定める事項。</p>	<p>○ 同左 ・ 記載事項が前年の申告内容と異動がない場合には、異動がない旨の記載によることができる。</p>	令和7年1月1日	
3	個人市民税	肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長	附則9条	附則6条	<p>◎ 免税措置の適用 ○ 昭和57年度から令和6年度まで ※ 免税範囲 売却価格100万円未満</p>	<p>◎ 左記 を3年延長 ○ 昭和57年度から令和9年度まで 肉用牛を年間1,500頭まで</p>	公布の日	実績無し
4	個人市民税	優良住宅地造成のための土地の長期譲渡所得に係る課税特例の延長	附則23条	附則34条の2	<p>(国・地方公共団体等へ土地を譲渡した場合) ◎ 軽減税率の適用 ○ 昭和63年度から令和5年度まで 譲渡所得 税率 2,000万円以下 市2.4%(道1.6%)</p>	<p>◎ 左記 を3年延長 ○ 昭和63年度から令和8年度まで ※ 通常の土地譲渡所得の税率 市3%(道2%)</p>	公布の日	H29該当1件 影響額△8千円
5	軽自動車税	特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率の決定	73条	463条の15 規則15条の15	<p>◎ 道路交通法の一部改正により、一定の電動キックボード等について、「特定小型原動機付自転車」と定義されたことに伴う種別割の税率の決定。</p> <p>○ 税率 <b>2,000円</b> ○ <b>令和6年度</b>の課税より適用</p>		令和5年7月1日	改正後と同じ税率を適用しているため影響無し
6	軽自動車税	燃費・排ガス性能の不正行為に係る再発抑止策の強化	附則18条の3 19条の2	附則29条の9 30条の2	<p>◎ 燃費・排ガス性能において不正行為を行った自動車メーカーから、環境性能割及び種別割の不正により生じた納付不足額を徴収する際に加算する割合が引き上げられる。</p> <p>○ 納付不足額に加算される割合 → <b>10%</b></p>	<p>○ 左記 を引上げ → <b>35%</b></p>	令和6年1月1日	実績無し

議案第4号参考資料

室蘭市税条例中一部改正の主な概要（令和5年6月第2回定例会）

市税課

番号	税目	項目	関係条文		現行	改正	施行期日	備考
			市税条例	地方税法等				
7	個人市民税	規定の整備 (条項ずれ)	30条の2の2	317条の3の2	番号2の改正による項ずれの修正  － 略 － によって － 略 －	番号2の改正による項ずれの修正  － 略 － により － 略 －	令和7年1月1日	
	個人市民税	(文言修正)	31条の2	森林環境税法 7条			令和6年1月1日	

議案第4号参考資料